

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託		作 成	令和 7 年 1 2 月 9 日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	相 浦 駐 屯 地 業 務 隊 崎 辺 分 屯 地 派 遣 隊

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊崎辺分屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

(2) 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

ア 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

イ 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

ウ 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

エ 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

オ 作業従事者

この役務に直接従事する者

カ 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

(3) 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

分屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表 1 のとおりであるが、災害等の不測事態や訓練等により食数の増減、喫食時間の

変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

ア 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

- (ア) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食数等に応じ、別紙第1「令和7年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」及び別紙第2「崎辺分屯地隊員食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を官側と協議の上、自らの判断で算定し、示された時期までに調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の同意を得るものとする。この際、調理工程表又は作業従事者勤務割振表に同意が得られなかった場合、官側は改善を勧告する。

また、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

- (イ) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認した上で編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。
- (ウ) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。
- a 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - b 保健衛生用消耗品
 - c その他、官側の準備するもの以外全て
- 別紙第3「(食器洗浄及び清掃作業)年間を通じて必要となる消耗品リスト(基準)」
- (エ) 器材等の使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- a 安全に万全を期す。
 - b 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - c 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。

なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。

(オ) 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。

(カ) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。

イ 作業従事者の服務

作業従事者の崎辺分屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

ウ 作業従事者の作業条件

(ア) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者

(イ) 現場責任者は、勤務時間中、常時青腕章などを装着し、所在を明確にする。

(2) 作業の内容

ア 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する洗浄作業

(ア) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。

(イ) 配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。

この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。

(ウ) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。

(エ) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。

イ 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業

(ア) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。

(イ) 喫食終了後、食堂の床、ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。

(ウ) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。

(3) 作業量

ア 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は、表 1 を基準とする。

表 1

		月					
種類	作業区分	1 日当たりの平均予定数量					
		平日			休日		
		朝 食	昼 食	夕 食	朝 食	昼 食	夕 食
食器類	飯 わ ん	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	汁 わ ん	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	菜皿または洋皿	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	小 皿	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	小 鉢	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	湯 の み	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	盆	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	は し	100 個	160 個	100 個	70 個	70 個	70 個
	患 者 用 食 器	※所要の都度、官側から依頼された数量					
食缶類	食 缶 (飯 用)	1 個	2 個	1 個	1 個	1 個	1 個
	食 缶 (汁 用)	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個
	食 缶 (菜 用)	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個	1 個
注 記		献立に応じて、食器類は変更される。					

※ 契約期間における月別作成を基準とするが、給食人員に大きな変動がない期間はまとめることができる。

イ 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は表 2 を基準とする。

表 2

区 分	面積又は数量
食 堂	1 4 5 m ²
食 器 洗 浄 室	2 4 m ²
食 卓	1 6 個
い す	6 4 個
食 卓 備 付 品	1 6 組

ウ 作業開始時刻及び終了時刻は、表 3 を基準とする。

表 3

区 分	開始時刻	終了時刻
朝 食 作 業	0 6 時 0 0 分	0 9 時 3 0 分
昼 食 作 業	1 1 時 3 0 分	1 5 時 0 0 分
夕 食 作 業	1 7 時 3 0 分	1 9 時 3 0 分

エ その他

作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度指示する。

3 監督及び検査

- (1) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は、現場責任者は適切に対応するものとする。
- (2) 次の判定基準に基づき監督・検査を受けるものとする。

時期等	項目	判定基準
その日の作業の開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確率されていたか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝、昼、夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか。
		指定した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか。
朝、昼、夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃は行ったか。
その日の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

4 その他の指示

- (1) 衛生に関する事項は、次による。

ア 受託者は、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル（以下「マニュアルという。」）に定める調理従事者等の衛生管理に基づき、作業従事者の衛生管理を行うものとする。

イ 作業従事者に係る食中毒などが発生し損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。

ウ 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従事者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。

エ 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症に患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

(2) 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表4－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
作業従事者一覧表	年1回	業務開始 1週間前まで	提出後、作業従事者等に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌検索 結果	月1回 以上	翌月分を前月 毎月25日まで（ただし、 受託年度4月分は業務開始 日1週間前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸 菌症検査を含めること。（10月から 3月までの間には月1回以上又は必 要に応じて、ノロウイルスの検査を 含めること。） 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 作業従事者等に変更があればその 都度提出する。
作業従事者勤務割 振表	月1回	翌月分の前月 25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の5日 前まで提出 2 作業従事者等の変更の都度提出し 、官側の確認を受けるものとする。
作業完了届	月1回	当月分を翌月 3日まで	

※1 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

- (3) 隊員食堂床フロアのワックス掛け等
 - ア 1年に1回を基準に、隊員食堂のワックス掛け及び汚れの除去の作業を行う。作業時期については、厨房器材更新等を活用し、細部は官側との調整による。
 - イ 床面フロアのワックス液体（消耗品）、機械については、官側が準備するものを使用する。但し、受託者の準備を妨げるものではない。
- (4) 作業の完了届

作業の完了届は、官側があらかじめ定める期間の終了時に官側の定める様式によって行うものとする。
- (5) 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和7年度における食数及び作業に必要な従事者数の参考値(崎辺・食器洗浄)

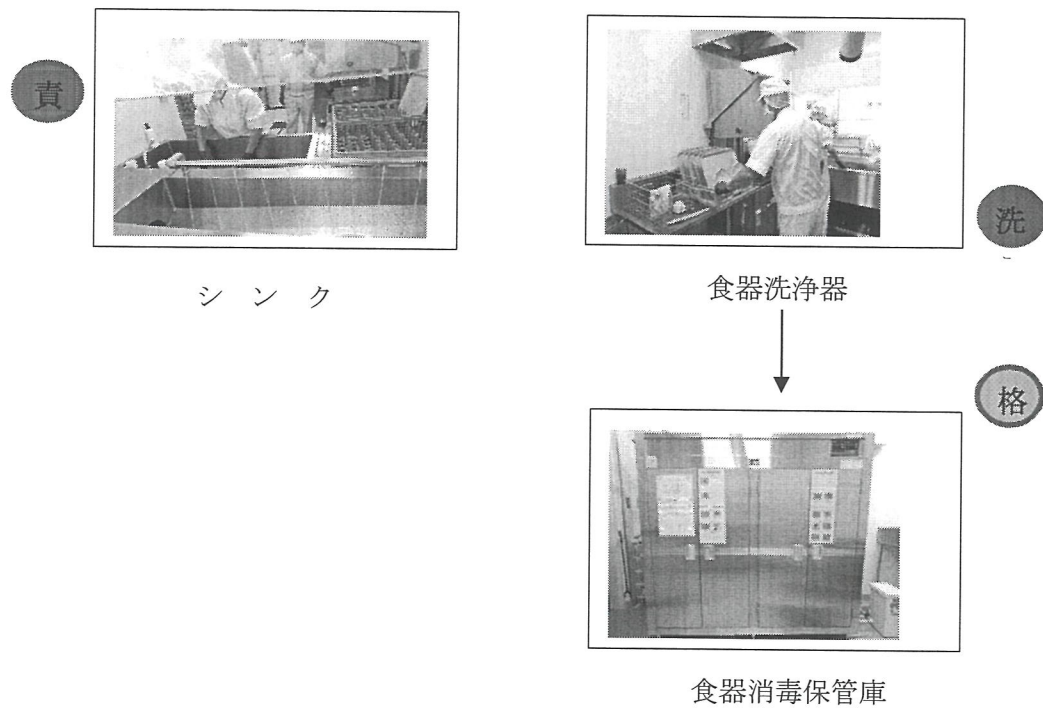
月	区分	食数			現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当たり食数 $A \div B$
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)		合計 (食) A	作業員 (人) B	1人当たりの 作業時間 (時) C	
4月	平日	朝	61	21	41	848	36	4	24
		昼	86	43	64.5	1,211	36	4	34
		夕	56	17	37	715	36	3	20
		計	203	81	47	2,774	108	11	77
5月	休日	朝	25	13	19	230	0	0	0
		昼	73	13	43	234	24	4	10
		夕	15	13	14	163	24	3	7
		計	113	39	25	627	48	7	17
	平日	朝	86	32	59	954	38	4	25
		昼	125	53	89	1,504	38	4	40
		夕	84	32	58	832	38	3	22
		計	295	117	206	3,290	114	11	87
	休日	朝	33	15	24	260	0	0	0
		昼	20	13	16.5	198	28	4	7
		夕	21	13	17	211	28	3	8
		計	74	41	58	669	56	7	15
6月	平日	朝	63	31	47	1,143	42	4	27
		昼	112	47	79.5	1,751	42	4	42
		夕	61	18	40	1,014	42	3	24
		計	236	96	166	3,908	126	11	93
	休日	朝	39	15	27	216	0	0	0
		昼	26	13	19.5	144	18	4	8
		夕	35	13	24	153	18	3	9
		計	100	41	71	513	36	7	17
	平日	朝	59	40	50	1,072	44	4	24
		昼	99	47	73	1,705	44	4	39
		夕	58	23	41	959	44	3	22
		計	216	110	163	3,736	132	11	85
7月	休日	朝	25	21	23	209	0	0	0
		昼	21	14	17.5	148	18	4	8
		夕	22	14	18	152	18	3	8
		計	68	49	59	509	36	7	17

令和 7 年度における食数及び作業に必要な従事者数の参考値(崎辺・食器洗浄)

月	区分	食 数			現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人 当たり食数 $A \div B$
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)		合計 (食) A	作業員 (人) B	1 人あたりの 作業時間 (時) C	
8 月	平日	朝	80	39	60	840	28	4	30
		昼	91	32	62	1,036	28	4	37
		夕	77	28	53	700	28	3	25
		計	248	99	174	2,576	84	11	92
	休日	朝	80	10	45	335	0	0	0
		昼	21	13	17	259	34	4	8
		夕	28	13	21	270	34	3	8
		計	129	36	83	864	68	7	16
9 月	平日	朝	65	21	43	947	40	4	24
		昼	91	26	59	1,363	40	4	34
		夕	63	13	38	827	40	3	21
		計	219	60	140	3,137	120	11	78
	休日	朝	37	11	24	241	0	0	0
		昼	30	14	22	183	20	4	9
		夕	29	11	20	183	20	3	9
		計	96	36	66	607	40	7	18
10 月	平日	朝	100	28	64	1,099	44	4	25
		昼	129	44	87	1,692	44	4	38
		夕	97	15	56	937	44	3	21
		計	326	87	207	3,728	132	11	85
	休日	朝	27	13	20	172	0	0	0
		昼	27	13	20	148	18	4	8
		夕	18	13	16	133	18	3	7
		計	72	39	56	453	36	7	16
11 月	平日	朝	50	35	43	726	36	4	20
		昼	100	57	79	1,326	36	4	37
		夕	49	15	32	592	36	3	16
		計	199	107	153	2,644	108	11	73
	休日	朝	26	14	20	225	0	0	0
		昼	20	13	17	192	24	4	8
		夕	23	14	19	198	24	3	8
		計	69	41	55	615	48	7	16

月	区分	食数			現場責任者 (人・時)	作業員			作業員1人 当たり食数 $A \div B$
		最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)		作業員 (人) B	1人あたりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
12月	平日	朝	42	65	1,078	A	30	4	36
		昼	52	83	1,499		30	4	50
		夕	18	50	893		30	3	30
		計	282	197	3,470		90	11	116
	休日	朝	42	29	360		0	0	0
		昼	73	45	387		52	4	7
		夕	81	50	893		52	3	17
		計	196	123	1,640		104	7	25
1月	平日	朝	73	49	659		28	4	24
		昼	114	82	1,069		28	4	38
		夕	75	45	577		28	3	21
		計	262	175	2,305		84	11	82
	休日	朝	24	18	264		0	0	0
		昼	36	25	267		34	4	8
		夕	37	25	254		34	3	7
		計	97	68	785		68	7	15
2月	平日	朝	136	92	1,262		36	4	35
		昼	116	85	1,772		36	4	49
		夕	140	80	1,069		36	3	30
		計	392	256	4,103		108	11	114
	休日	朝	25	20	178		0	0	0
		昼	21	18	160		20	4	8
		夕	21	18	157		20	3	8
		計	67	55	495		40	7	16
3月	平日	朝	65	43	918		40	4	23
		昼	115	78	1,560		40	4	39
		夕	61	38	728		40	3	18
		計	241	158	3,206		120	11	80
	休日	朝	18	16	170		0	0	0
		昼	15	14	151		22	4	7
		夕	29	21	171		22	3	8
		計	62	51	492		44	7	15

崎辺分屯地隊員食堂における食器洗浄人員の配置（基準）



主な任務等		人員	総合計
責	現場責任者（全般指示、食器格納兼務）	1	3
洗	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機への入れ込み	1	
格	洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納	1	

「(食器洗浄及び清掃作業) 年間を通じて必要となる消耗品リスト (基準)」

N0	使用区分	品 名	備 考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子、ユニホーム、エプロン、履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	食器洗浄用	スポンジたわし	
6	食器洗浄用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	
7	食器洗浄用	クレンザー	
8	食器洗浄用	油用食器洗剤	
9	食器洗浄用	除菌漂白剤	
10	食器洗浄器具清掃用	食器洗浄用洗剤	
11	食器洗浄器具・卓上清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒及び食卓・卓上品・椅子消毒
12	卓上清掃用	タオル、布巾	
13	卓上清掃用	洗濯用洗剤	タオル及び布巾用
14	食堂・食器洗浄室清掃用	ほうき	
15	食堂・食器洗浄室清掃用	デッキブラシ	
16	食堂・食器洗浄室清掃用	バケツ	
17	食堂・食器洗浄室清掃用	水切り	
18	食堂・食器洗浄室清掃用	モップ	
19	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
20	官民共用	手洗い石鹼液	厨房入口、トイレ等
21	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
22	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等

※ 19 から 22 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整